

令和6年神奈川県議会第1回定例会 総務政策常任委員会

令和6年3月6日

◆谷口かずふみ委員

公明党の谷口でございます。

今日は何点かお伺いしていきたいと思いますけれども、まず、認知症未病改善プロジェクトについて伺っていきたいと思います。

今回の一般質問で、ヘルスケア・ニューフロンティア政策における認知症未病改善について、我が会派の鈴木議員から質問をしたところでありますけれども、来年度から新たにスタートする認知症未病改善プロジェクトについて、知事の見解も伺ったところではあるんですが、今後の進め方などについて何点かお伺いしていきたいと思います。

まず最初に、認知症になる前の軽度認知障害の段階で、早めに兆候を見える化して未病改善等の対策を行うことが、認知症については非常に大事ではありますけれども、この点について基本的な認識をまず伺いたいと思います。

◎未病産業担当部長

認知症とは、様々な原因で脳の働きに不都合が生じ、記憶力や理解力、判断力などが徐々に低下して、社会生活や日常生活に支障を来す状態とされており、その原因や発症のメカニズムは複合的で、未解明なところが多いのが実態です。

認知症は、長年の生活習慣による積み重ねで、20年以上の時間をかけてゆっくり進行すると言われていますが、認知症と診断される一歩手前の記憶・行為に軽い問題が生じ始める、いわゆる軽度認知障害の段階で未病改善に取り組むと進行を抑えられる、症状が改善されるという事例が確認されています。

認知症は、発症後の根本的な治療法が現時点では存在せず、特に、軽度認知障害の兆候を早期に把握し、認知症の未病改善に向けた行動変容を促すことが大きな課題だと考えています。

そこで、県では、この軽度認知障害の段階に着目した認知症未病改善プロジェクト、こちらを4月からスタートしたいと考えているところです。

◆谷口かずふみ委員

それで、このプロジェクトを具体的にどういう内容で進めていくのか、確認させてください。

◎未病産業担当部長

未病改善の取組においては、現在の体と心と脳の状態の見える化を進めるとともに、そのときに感じている不安等に対して、今後どのような対応をすればよいかという介入、これを行うことが大切であり、見える化と介入をセットで捉えながら取組を進めることが重要だと考えています。

特に、認知症については、軽度認知障害の兆候などを把握できた場合に、本人や家族にやはり不安が高まると思います。具体的に何をすればよいのかということを知りたくなると考えています。我々自身、そういう声をいろいろなところで聞いて受け止めていますので、そのような当事者目線を大切にして現場に寄り添い、この認知症未病改善プロジェクトに取り組んでいきたいと考えま

す。

そこで、未病、軽度認知障害の兆候を見る化する商品やサービス、これを大学と連携しながら検証して整理していくとともに、その際、どのような介入が考えられるか、企業等と連携して提示できるようにしていきたいと考えています。

◆谷口かずふみ委員

見える化と介入が重要だというお話なんですが、その見える化のほうについてなんですかけれども、いわゆるMC I—軽度認知障害の段階における見える化について、どういうふうに取り組んでいくのか伺いたいと思います。

◎未病産業担当部長

医療現場や認知症患者の家族の声などを聞きますと、認知症かなと心配になって自宅でどのような検査をすればいいか分からず、また、認知症検査を本人が受診を拒むケースが多く、結果として認知症発症後に医療機関の正式診断を受けていることがよくあると聞いています。

そこで、認知機能を測定する商品やサービスについて、開発事業者から、本人が日常で使うのか、それとも健診等の現場で測ってもらうのかなど、誰が、どう、いつ使うのか、これをヒアリングするとともに、測定時間などの手軽さなど測定を受ける現場の意見を踏まえ、商品やサービスの使用感などを共通的に整理し、どの商品やサービスをどの場面で使うのがよいか、県民に紹介できるようにしたいと考えています。

県がこうした一覧を整理し公表することで、軽度認知障害の兆候を感じたときに、気兼ねなく自己検査を行うことができ、その兆候に気づくことが可能になりますし、また、ふだんから認知機能測定を気軽にを行うことが、認知症診断等への意識のハードルを下げることにつながると考えています。

◆谷口かずふみ委員

いろいろ御説明いただいて、もう少し具体的なイメージとして、認知機能の見える化に関する技術とかサービスとかというのは、具体的にはどんなことが考えられるんでしょう。

◎未病産業担当部長

日常生活における認知症のモニタリングとしては、県の未病指標による測定に加え、例えば、声や会話から認知機能を測定するような商品、または問診アプリで頭の力をチェックしていくようなサービス、タブレットによるクイズ形式で脳体力を測る商品、こういったものを想定しています。

また、生活の中の様々な場面を捉えて、最新の科学技術を活用して認知症の手前の軽度認知障害の兆候、これを測定することも重要と考えています。例えば、体力測定をする会場等でVRをのぞきながら認知機能を測定することや、健診会場等で採取できる血液や脳画像、こういったものを活用する取組等も想定しています。こういった様々な場面で、認知機能を見る化する技術とサービスの使い方を整理し、県民にとって身近なものにしていくことで、認知機能について日常生活のモニタリングや、健診現場でのスクリーニング検査から医

療機関での受診に自然につながるような検査体制、これを構築したいと考えているところです。

◆谷口かずふみ委員

今、VRというお話もあったんですが、これ具体的にVR使って、どうやって、いわゆる見える化を測るというふうにされようとしているのか、それを確認させてください。

◎未病産業担当部長

例示でございますが、例えばVRにおいて、そのVRの中の目、視点の動きですとか、そういうのを見ながら認知機能を測ると、こういったサービスが現在出てきているところでございます。

◆谷口かずふみ委員

もう1個、いわゆる通常の健診で見える化を図りたいというお話がありましたけれども、これは具体的にどういうふうにやるんですか。

◎未病産業担当部長

健診の現場ですと、例えば血液、それから認知症のリスクになるような物質、こういったものを測るということがあったりですとか、あと脳の画像、こういったもので海馬の縮小状況を測ったりとか、こういった幾つかのサービスがあるところでございます。

◆谷口かずふみ委員

血液で特定の物質を見つけてとか、具体的にはどういうものが考えられるんですか。

◎未病産業担当部長

昨今の一つの仮説ということではありますけれども、レカネマブという新薬が開発されています。これはアルツハイマー認知症の元の原因物質としたアミロイド β 、これが蓄積されることによって引き起こされるということが仮説としてつくられておりまして、そういったアミロイド β の蓄積状況、こういったものを血液から探るといったものが現状では出てきているということでございます。

◆谷口かずふみ委員

加えて、代わりにこういうものを、いわゆる特定健診とか、また、いわゆる人間ドックで、追加オプションで選ぶような形というのを想定されるんですか。

◎未病産業担当部長

現状そういったところを、様々な仕組みでどういうふうにするか。それを我々としては現場で使いながら、提供していくサービスの在り方、こういったものを来年度以降、検討していきたいと考えています。

◆谷口かずふみ委員

一方、見える化と介入というお話が冒頭ありましたけれども、その介入の部分についてなんですかけれども、いわゆる軽度認知障害の段階の介入、ここところはどういうふうに取り組むのかお伺いしたいと思います。

◎未病産業担当部長

軽度認知障害の段階の兆候を把握できる。やはり今後の認知症の発症が心配になります。早期に医療機関を受診し認知症と診断されれば、進行抑制のための治療等に入る場合もありますが、認知症と診断されないケースや、または医療機関を受診しない場合、こういったものが多く想定されます。

軽度認知障害を改善するためには、食・運動・社会参加の未病改善の取組は有効ですので、これらに一層取り組んでいただくために、県としてはより多くの選択肢を提供したいと考えます。

具体的には、例えば、脳と腸の関係に着目して、腸内細菌を整えるサプリメント、こういったものでとか、脳の炎症等を抑える水素ゼリー、水素ガス、こういったもの、または歩行機能を再生して脳を活性化する最先端のロボットスーツHAL、こういったものの介入を期待しているところでございます。

また、音楽や芸術及びゲームなど社会文化活動、こういったものを楽しみながら継続的に進めていくことも大切であると考えています。例えば、音楽など皆で声を出して笑顔で歌うことや、マージャンなどで指先や洞察力を鍛えながら勝負を楽しむゲーム、さらにはeスポーツやA.Iアバター、こういったものの活用なども期待していきたいと考えています。

◆谷口かずふみ委員

今、水素ガスとか水素ゼリーとおっしゃっていましたけれども、具体的にどんなもので、どう効果を見込めるんでしょうか。

◎未病産業担当部長

水素ガスと水素ゼリー、いずれも開発中のところもあるんですが、例えば水素ゼリーですと、昨今、睡眠とか、そういうことに効くということで、機能性食品として認定をされております。

そういったところは、今後、例えば認知症に効くんではないかというふうな仮説が現状は立てられているところで、そういった研究開発、こういったものが行われているところでございます。

また、水素ガス、こちらについては、例えばそのガスを吸うと脳の炎症が抑えられるということで、例えば脳梗塞になったときに、こういったもので脳の炎症が緩和されるというか、そういったもので、動物試験であったりとかいうところもありますと、そういったものが今後、認知症への展開が期待できぬいか、そういうものの研究が期待されているところでございます。

◆谷口かずふみ委員

ごめんなさい、そういうものを県が推奨する形になるんですか。それとも、こういうものがありますよという紹介にとどまるような形になるんですか、この辺りどうなんでしょう。

◎未病産業担当部長

非常に微妙な難しいところと考えております。

一つは、やっぱりしっかり学会等でエビデンスが確認できる、そういうもののを我々としては確認しながら、できるだけ推奨するというふうな形、これが取れたらいいことだというふうに考えております。

片一方で、この認知症の関係というのは、症状も原因も、いろんな多様なところでありますし、あとやはりその人が長く続けられるか。それは当然、個人の趣味によるところもありますので、そういうものについては、どれがいいというよりも、こういった選択肢があるということを紹介しながら各自に選んでいただだと、そういうアプローチも必要かと思っていまして、それぞれ取組をうまく連携しながら紹介していきたいと考えています。

◆谷口かずふみ委員

ちょっと今の御答弁とかぶるかもしれないですけれども、まさに今おっしゃられたエビデンスを、しっかり県として確認しておかないと、推奨するとしても紹介するにしても一定の責任は問われると思うので、改めてそのエビデンスの考え方について、ちょっと確認させていただきたい。

◎未病産業担当部長

いろんな商品ありますが、例えば、我々今まで未病の取組で、ME-B YO B R A N D という形で年間何件か認定をしてきております。こういった中にも認知機能の例えば測定ですとか介入に関するサービス入っております。また、このME-B YO B R A N D の認定をする際には、専門家の審査を受けながら、用法等を確認しながら認定をしているところでございますので、例えば、そういうME-B YO B R A N D 、こういったもので認定した技術開発、こういったものをまず優先的に紹介していく、こういったことも考えているところでございます。

◆谷口かずふみ委員

私もいろんなところで御相談いただく中で、やはり認知症については超高齢化に伴って、もうこれは実感としても多くなっているし、一方で、おっしゃられたように、御本人が認めたくないということもあります。そういう中で、やっぱりしっかりと見える化を図っていただく、また、周りの方も含めて介入をしていただくということが大事になってくると思うんですが、その上で最後に伺いたいと思いますけれども、ヘルスケア・ニューフロンティアに取り組んできた本県として、こういう地域の課題である認知症に対して、これまでの産学公連携のネットワークやノウハウを生かして取り組んでいくべきと、これまでの連携を生かして取り組んでいくべきと考えますが、それについてお伺いしたいと思います。

◎未病産業担当部長

認知症未病改善については、まずはその1,000社を超える未病産業研究会、この企業等と連携していろいろな現場のニーズに対応できる商品やサービス、

これを見る化し紹介できるようにしていきたいと考えています。

また、新しい技術やサービスについても、ME-BYOリビングラボ、新しい技術サービスをフィールドで実証して評価を行う。そういうもののを通じて、新たにいち早く成果の地域展開を促進していきたいと考えます。

さらに、その技術やサービスに関するエビデンスの構築、それは成果展開活動に当たっては、県立保健福祉大学や横浜国立大学などの研究活動や市民対話活動等、こういったものと連携して取り組んでいきます。

介護や寝たきりの大きな要因である認知症は、市町村共通の健康課題であり、認知症未病改善も県がつなぎ役となり、大学や企業の力を活用して課題解決を図りながら、高齢者に成果をより実感できる形で届けることは県の重要な役割だと考えていますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っているところです。

◆谷口かずみ委員

いろんなことを企業さんと一緒になったりして開発されて、これまでも来られたし、これからも今お話をあったようにしていくんだろうと思うんですけれども、やっぱり出口のところが一番大事なので、こういうことをやってきましたというのが、実際、本当に県民の皆さんのが要望や改善に具体的につながっていくように、そこの社会の実装化も含めて、その出口のところをしっかりとやっていただくようにぜひお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、代表質問でも取り上げさせていただいたんですが、神奈川版のライドシェアについてお伺いしていきたいと思います。

私のほうからは、ライドシェアについては、これまでの2000年代前半からの規制緩和の流れもお話をさせていただいた上で、今回、実証実験では、運行管理などを委託するタクシー会社、この事業というのは責任等も含めて質問をさせていただきました。知事のほうからは、タクシー会社としっかりと連携して、安心して利用していただける、そういう仕組みにしていきたいという御答弁もあったところでありますけれども、これに関連して何点かお伺いをしていきたいというふうに思います。

まず、知事の答弁の中で、実証実験では事業主体である三浦市が事故時などの責任を負うことになると、こういう答弁がありましたけれども、具体的にそのルールはどこで決まっているのか確認をさせてください。

◎地域政策課長

今回の実証実験でございますが、道路運送法第78条第2号の交通空白地における自家用有償旅客運送制度を活用して実施するものでございます。この場合の事故時などの責任関係につきましては、令和2年11月に、国から事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドラインというものが出ております。この中に、原則として、協力事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等によって生じた第三者に対する損害賠償に係る実施主体と協力事業者の内部的な負担割合は、全て実施主体が負うものとするとされております。

したがいまして、このガイドラインに基づきまして、今回の実施主体である三浦市が責任を負うことになるというふうな形になります。

◆谷口かずふみ委員

どんなに気をつけていても事故は起こる可能性があります。また、実証実験中に利用者の方から苦情も出てくる可能性もあるかと思うんですが、具体的に事故のときや苦情への対応というのはどういうふうになるのか確認させてください。

◎地域政策課長

神奈川版ライドシェアの車両に事故が発生した場合や、利用者などからの苦情につきましては、初動対応としては、いずれもタクシー会社の運行管理の中で行われるということで想定しております。ただし、予期し得ない事案が発生しまして、タクシー会社が判断に迷うケースもあると思いますので、こういった場合は実施主体であります三浦市との緊急連絡体制を整える予定というような形になっております。

また、初動対応の後の対応でございますけれども、事故の場合は、市で加入しています保険会社が対応する予定でございまして、また、苦情の場合は、実施主体である市が対応する予定となっております。

◆谷口かずふみ委員

確認ですけれども、その際、県は直接、初動対応やその後の対応で、今、県のお話って出てこなかったですけれども、県はどういうふうに関係していくんですか。

◎地域政策課長

その場合の県の対応でございます。

基本的には先ほども申し上げましたとおり、初動対応はタクシー会社であったり、その後、保険会社であったり市が対応するという形になりますが、必要に応じて県としてもその支援といった形で対応するという形になるというふうに理解しております。

◆谷口かずふみ委員

そこはしっかりとサポートしていただきたいというふうに思います。

タクシー会社に一定の役割が、今のお話の中にもありましたけれども、一定の役割が生じることになると思うんですけれども、ちょっとこれそもそも論ですが、実証実験でのタクシー会社の役割について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

◎地域政策課長

実証実験におきましては、タクシー会社には実施主体となります三浦市との委託契約によりまして、運行管理、整備管理、アプリによる配車、また、ドライブレコーダーや車内カメラの設置、さらにドライバーの教育などを想定しております。

それに加えまして、今、御答弁申し上げましたとおり、事故時や苦情への初動対応といったことも担っていただくということで考えております。

◆谷口かずふみ委員

今、ドライブレコーダーというお話もあったんですが、これは欠かせないと思います。ただ、今多くの方々があおり運転の悲惨な事故を受けて、多くの方がドライブレコーダーをつけていらっしゃいます。中にはつけてらっしゃらない方もいらっしゃいますけれども、例えばもう既に自分の車はドライブレコーダーがついてるよという場合に、新たに今回もう1台つけるのか、もしくは、また新たにつけたものが常時録画をされているとなると、例えばライドシェアで使用していないとき、まさに自分のために使っているとき、このときのドライブレコはどういうふうにするのか。恐らく新たにつけるものは常にネットとつながって、多分タクシー会社で確認できるような状況になるんだろうと思うんですけれども、そういうことも含めて、どういう対応をしていくのかお伺いしたいと思います。

◎地域政策課長

神奈川版ライドシェアの車両には、緊急対応や遠隔点呼の際にアプリと連動する通信型のドライブレコーダー、そして車内カメラの装着を想定しております、こちらについては既に個人の方でお持ちのドライブレコーダーがあるかないかにかかわらず、新たに装着する予定でございます。

また、ついていないときについてのお話がございました。これは運転手さんのプライバシーの関係にも絡んでくるかと思っておりますが、そういうことを考慮いたしまして、ついていないときはGPS機能など、そういう機能をオフにできるような、プライバシーモードのような設定ができるような形で今、手法を考えておりますので、そのように対応していきたいというふうに考えております。

◆谷口かずふみ委員

ちなみに、例えば、自分で使うときはオフにしてありますと。ライドシェアでお客さん乗せましたというときにスイッチを入れ忘れる可能性だってあるかと思うんですけれども。例えば、それは遠隔でスイッチが入るとか、何かそんな仕組みにされるんでしょうか。その確認をお願いします。

◎地域政策課長

今まさに仕様を検討しているところでございます。今言ったような具体的な問題というのが、生じる可能性があるというところかと思いますので、今まさにタクシー会社といろいろな協議をしているところでございますので、そういう課題も確認しながら対応していくということで考えおります。

◆谷口かずふみ委員

様々な想定されることは、しっかりと検討して結論を出しておいていただきたいと思います。

それで、もう1個、保険のほうなんですけれども、これは保険を三浦市で掛けるというふうにたしかおっしゃられたと思うんですが、これどんな保険があるのか確認させてください。

◎地域政策課長

今回の実証実験における保険でございますけれども、通常はドライバーの方の個人で任意保険に加入しているかと思うんですが、今回の実証実験では、その任意保険に優先して支払われる優先補償型の保険というものを検討しています。今回の実証実験については、先ほども御説明しましたとおり、自家用有償旅客運送制度を活用するというところでございますので、これは全国でもう既に行われている制度でございますので、現在4社で保険の取扱いがあるということを確認しております。基本的に内容については大差がないという状況でございます。

そのような中で、いわゆる補償の関係で申し上げますと、対人・対物については無制限とすると。一方で、車両保険については加入しないというようなプランを現在考えているところでございます。

◆谷口かずみ委員

対人・対物無制限で、それで車両保険は、いわゆるライドシェア用の保険には含まれないということになるんですが、そうすると既に入っているこの任意保険、ドライバーさんが入っている任意保険との関係ってどういうふうになっているんですか。

◎地域政策課長

実証実験では事故等が発生した場合、三浦市が加入する自家用有償旅客運送用の保険から優先して補償されるという形になります。ただ、今申し上げました車両保険などの関係もそうですが、不足する分につきましては、運転手個人が加入している任意保険からも対応することができるというふうに考えます。

例えば、具体的には、三浦市が今回加入する予定の自家用有償旅客運送用の保険では、ロードアシスタンスや弁護士特約などにも入っていないという状況で考えておりますので、仮に任意保険で個人の方がそれらに加入している場合は、それを活用することができるという形になると考えております。

◆谷口かずみ委員

保険の関係でもあるんですが、仮に事故を起こして相手の方がけがをされたり、最悪の場合、亡くなられたりした場合は、あくまでも一般のドライバーの方が最後まで責任を負うことになるんですか。

◎地域政策課長

今の実証実験につきましては、最初に御答弁申し上げましたとおり、事業主体である三浦市が基本的な事故時の責任を負うという形になりますので、基本的な責任といったものは実施主体になるかと思います。

一方で、実際の事故の状況によってどういうふうになるかというところは、例えば運転手個人の過失が大きいといったような場合というのもあるかと思いますので、原則としてその責任主体というものは実施主体である三浦市が負うという形になるというふうに考えてています。

◆谷口かずふみ委員

いずれにしても、この事故時のことというものは様々なことが想定をされると思うので、それは保険会社さんが詳しいところではあると思うんですけれども、もう既に募集は始まっていますが、実際、ライドシェアやりますという契約をする場合に、そうした様々なこともぜひきちっと説明して御理解いただいた上で始めていただかないと、こんなことになるとは思わなかつたというのがあると、それはもう双方にとっても不幸なことだと思いますし、ぜひそこはしっかりと県土整備局とも連携をしながら進めていただきたいと思います。

最後に、今回、地域の課題を解決するということで、神奈川版ライドシェアをやっていくわけですけれども、安心して利用できる、この神奈川版ライドシェアを進めていくために、最後に確認させていただきますけれども、実証実験にどれだけ取り組んでいくのか、この点を最後に聞きたいと思います。

◎地域政策課長

まさに現在、実証実験の実施に向けまして、三浦市やタクシー事業者、保険会社などと、神奈川版ライドシェアを安心して御利用いただけるために必要なドライブレコーダーの設置や保険などについて調整を進めているところでございます。

今後も特に現場の意見、こちらが大事だと思っておりますので、現場の意見を丁寧に聞きながら実証実験を実施しまして、その中で安全面についても丁寧に検証しながら、神奈川版ライドシェアの本格実施につなげていきたいというふうに考えております。

◆谷口かずふみ委員

ぜひよろしくお願ひいたします。

では次に、これも代表質問で伺った内容ですけれども、住宅防音工事の対象区域の見直しについて伺わせていただきたいと思います。

私も厚木基地の北に住んでおりまして、米軍の艦載機が頻繁に来たときには、もうほとんどテレビも聞こえないし電話もできないしというようなすさまじい騒音であったわけですが、今、時折飛んできますけれども、ほぼほぼかなり騒音が軽くなつたなという実感をしております。

代表質問の中で知事からは、国が進めようとしている住宅防音工事対象区域の見直しについては幾つかの課題があると、こういう答弁があったわけですが、どのような課題があるのか改めて確認をさせてください。

◎基地対策課長

まず1点、国から十分な情報提供がないという課題があるというふうに考えております。国が行っております騒音度調査の現在の状況でありますとか、その見直し後の対象区域の範囲等については現時点で全く明らかになっておりません。今後、適切なタイミングで、県や市に情報提供を行うだけでなく、直接関係する住民の方々に説明をしていく必要があるというふうに考えております。ただ、その説明が、いつどのような方法によるのかが示されていないというふうなところが課題だというふうに考えております。

また、現在の住宅防音工事区分につきましては、住民の方々の間に不公平感

があるという課題があるというふうに考えております。まず、騒音の程度に違いがないにもかかわらず、対象区域指定の告示日以降に建築された住宅につきましては助成が受けられないという、いわゆる告示後住宅という問題がございます。こちら、制度の見直しの必要があるというふうに考えております。さらに、国の予算等の都合で工事のほうを待っています。いわゆる待機世帯という問題もございまして、こちらも国のほうで通年予算を確保しまして、工事のほうを進める必要があるというふうに考えております。

◆谷口かずふみ委員

特に、二つ挙げていただいた告示後住宅、それから待機世帯というか待っている方々、こういった課題があるという。それから、情報提供ということで、住民説明に課題が、こんな答弁もありましたけれども、特に住民説明に課題がある。これはどのような方法が想定されるのか伺いたいと思います。

◎基地対策課長

住民説明の方法としましては、国のホームページ等で周知を行うだけでなく、前回、平成18年に行っておりますけれども、その区域見直しの際にも行った住民説明会の開催などが想定されると考えております。

前回の平成18年の見直しの際ですけれども、神奈川県内では7市で計41回の住民説明会を行っておりますが、こちら、区域見直しの後に実施したものでございまして、実施時期も含めまして住民説明が不十分だったという声が当時ございました。今回の見直しに当たりましては、どのようなタイミングで、どのような規模で住民説明会を行っていくのかということについても、国のほうで住民のほうにしっかりと示していく必要があるというふうに考えております。

◆谷口かずふみ委員

では、確認なんですかけれども、県としては、告示後の説明ではなくて、告示前に丁寧な説明をしてもらいたいという、こういう要望をぜひしてもらいたいと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

◎基地対策課長

住民説明の時期につきましては、どのような時点が最も住民の方々にとってよいのかということは、まず国のほうでしっかりと検討していただきたいと思っております。一方で、告示前の説明も含めまして、どのような時期に説明していくべきかということは、県内の市ともしっかりと意見交換しながら、必要な事項があれば我々としても求めていくことはあるというふうに考えております。

◆谷口かずふみ委員

ぜひその点はお願ひしたいと思います。

それで、あと知事からは、厚木基地の長期的な騒音の見込み等、区域見直し後の厚木基地の姿を示すべきとの答弁もありましたけれども、これについてはどのような説明が必要というふうに考えられますか。

◎基地対策課長

騒音度調査につきましては、期間が延長されまして、令和4年度から令和6年度にかけて実施されることになりますが、今後は調査結果を踏まえまして、区域見直しが行われることになります。区域見直しに当たりましては、調査期間である令和4年度から6年度までの間を比較しまして、見直し後、将来にわたりまして航空機の運用が大きく変わることがなく、それ以上に騒音が発生しないということが前提になるというふうに考えております。そうしますので、住民の方々の安心のためには、区域見直しを行う際には、厚木基地の長期的な騒音の見込みと区域見直し後の厚木基地の姿を国のほうで説明する必要があるというふうに考えております。

説明に当たりましては、米軍の運用にやはり係る事項でございますので、限界があるというふうには想定しておりますが、できる限り厚木基地における現在の米軍機の運用状況でございますとか、将来的な運用の方針といったようなものを示していただくことが必要だと考えております。

また、区域見直しの後も、騒音状況が将来にわたって悪化することがないかということを、それに向けてできる限りの取組を行うんだということを、国としての姿勢を明確に示すということも必要であるというふうに考えております。

◆谷口かずふみ委員

まさに、なかなか米軍の今後というのは100%見通すのは難しいですから、なかなか難しい課題ではあると思うんですけれども、今おっしゃられたような課題認識を、今後、要請活動の中でどのようにして盛り込んでいくのか、それをちょっと確認させていただきたい。

◎基地対策課長

まず、行政の前提としまして、やはり長年にわたりまして騒音被害を受けてきて、基地負担を担ってきた厚木基地周辺住民の方々の思いを、国のほうでは丁寧に受け止める必要があるということがございます。そのような考え方に基づきまして、まずは厚木基地周辺住民の方々に寄り添った丁寧な対応というのを、国のほうには求めていきたいというふうに考えております。

その中で具体的な事項としましては、先ほど答弁もいたしましたけれども、国の調査結果であるとか、厚木基地の騒音の見込みと一定のことについての区域見直しに係る適切な情報提供というのを求めていきたいと考えております。

また、告示後住宅や待機世帯といった、また厚木基地周辺住民の方々の不公平感を感じております、現在の住宅防音工事制度の課題の早急な解決についても求めていきたいというふうに考えております。

◆谷口かずふみ委員

特に、やっぱり待機世帯もそうですし、待機世帯はまだ、実際今、対象になつてはいるので、ある程度先行きが見えると思うんですけれども、やっぱり告示後住宅はかなりそれよりハードルが高いのかなと私は個人的には思っているんですが、この告示後住宅についての国の感触って、今まで調整等はやってこられてどんな感じかというのを、もし可能な範囲で結構ですので、ちょっと教えていただければと思うんですけれども。

◎基地対策課長

告示後住宅の問題につきましては、我々に見識をとか、そういった形で、今まで解決を求めているところでございます。ただ、こちらは当然、告示後住宅の解消のためには多大な予算が必要というところもあると思いますけれども、国のはうからなかなかそれについて、じや制度を見直しましょうというような回答を頂くことは、今のところ見られていないという状況でございます。

◆谷口かずみ委員

これは引き続き我々サイドも求めていきたいというふうに思っています。

要請の時期については、実施に向けて調整中という、知事から答弁がありましたけれども、私の質問の直前の2月16日に騒音調査の期間延長があったわけですが、その後、現在、要請に向けた調整状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

◎基地対策課長

まず、住宅防音工事の対象区域というのは厚木基地が所在します大和市、綾瀬市のはかに、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、座間市、東京都町田市と8市にまたがっておりまして、これらの市と現在、事務レベルで調整、意見交換を進めているところでございます。こちら、今、御答弁申しましたけれども、このような課題認識があるんだということを、県の課題認識を伝えた上で、一方で、それ以外にも課題があり得るというふうに考えておりますので、各市として受け止めている課題等を現在聴取しているという段階でございます。こちら、双方を加えるような形で要請内容に反映していきたいというふうに考えております。

また、ただ今お話がありましたとおり、2月16日に調査期間延長がございましたけれども、こちらを踏まえますと、令和6年度後半までとされる調査期間が設定されておりますので、これに向けた具体的なスケジュール等、今後の見通しについても情報提供するよう求めていく必要があるというふうに考えております。

こちら、現時点で各市のほうからは、住宅防音工事の対象区域の見直しに向けた国の動きがあるという動きに対しまして、働きかけが必要だというふうな考えについては異論は出でていない状況でございます。詳細な調整が整い次第、県と各市の連名での要請を実施したいと考えております。

◆谷口かずみ委員

それで、実際に要請を実施した後の区域見直しに向けた様々な動きがあると思うんですけれども、県としてどういう動きを想定しているのかお伺いしたいと思います。

◎基地対策課長

まず、今お話ししたとおり、国が行う騒音の調査というのが令和6年度後半まで行われるだろうということがございます。この後でございますけれども、前回、平成18年の区域見直しの際の例を踏まえますと、国がまず調査結果の説明を地元自治体のほうに行うと、そして住宅防音工事の対象区域の素案のよう

な物を作成しまして提示して、関係自治体の意見聴取等を経て、区域見直しの指定告示を行うというような流れを想定しております。

前回の例でございますけれども、自治体に調査結果を説明してから区域の指定告示まで、およそ8か月かかっているという状況がございます。よって、令和6年度後半とされる調査終了後、区域見直しまでは一定期間を要するものというふうに考えております。

◆谷口かずみ委員

ちなみに、平成18年のときの結果の説明って、もうちょっと具体的に、この程度までこういう感じの説明があったと、もし分かれば教えていただけますか。

◎基地対策課長

ちょっと網羅的なお答えはできないんですけども、騒音の調査をする結果というのは、住宅防音工事の区域線を引いていくというふうになりますので、その区域のおおむねのイメージのようなものを示したりとか、そのようなものが示されていくんだろうなというふうに考えております。

◆谷口かずみ委員

最後にお伺いしますけれども、その区域の見直しの動きに対して、県として今後どのように対応してくのか、最後お伺いしたいと思います。

◎基地対策部長

今後どのように対応していくのかということでございますけれども、まずは現在、各市と調整を進めている国への要請、これにつきましては、今も課長のほうから答弁いたしましたとおり、調整が整い次第、実施をしてまいりたいと考えております。待機世帯、告示後住宅など、これまで県市連絡協議会等を通じて、国に対してその改善を要請してきたわけでありますけれども、こうした課題につきまして改めて整理をし、早急な解決を働きかけていきたいと思っております。

あわせまして、この騒音度調査、そして、その後に予定される区域の見直しにつきましては、住民説明など進め方について、住民に寄り添った対応を求めるということが必要なのではないかというふうに考えております。それから、もう一つ大切なことは、今、要請に向けて調整を進めているわけでございますけれども、要請をしたからこれが終わりということではありません。前回、平成18年度の区域見直しを見ましても、その後に一定のプロセス、長い期間を経て、最終的に区域の見直しということでございますので、今後、国による調査、公表、そして住民説明など、むしろ重要なプロセスに入っていくのだというふうに考えております。その調査結果の内容や、国が住民に対してどのようなやり方で住民や自治体に対して情報提供し説明をしてくのか、その方針によっては私どももさらに決意を持って国に対して適切な方法を要請していくかなければならないということを考えております。

さらに、住宅防音工事の見直しが今後行われたとして、またそれで厚木基地の騒音問題というものが終わるわけではありません。厚木基地の騒音問題というのは、その騒音対策、これを引き続き続けていかなければならないというふ

うに考えております。 こうした考え方も、厚木基地の静かな空を維持していくだくという考え方も、近く行う要請に反映していきたいと、このように考えております。

厚木基地周辺の騒音問題の解決に向けましては、これまで県議会におきまして再三質疑をいただくとともに、厚木基地騒音対策協議会に県下各会派の代表の方に参加いただきまして、一緒にこの解決に向けて取り組んできたという、こうした経緯がございます。引き続き、御助力を頂きますとともに、厚木基地の騒音対策の解決に向けましては、住民の方に寄り添った対応というのが何より重要ですので、今後の推移も見ながら県としても最大限の努力をしてまいりたいと、このように考えております。

◆谷口かずみ委員

1個だけ、今、住民の皆さんに寄り添った対応というお話をあったんですが、ちょっと今思い出したんですけれども、これ平成18年のときだったのか分からないんですが、私の地元で、大和市で、こういうケースがあったんです。

同じ団地の中で、6棟ぐらいあったと思うんですけども、東西で、南北にこう並んでいて、実はその真ん中が境界線になってしまって、同じ管理組合なのに、中側は対象になっていて、外側は対象になっていない、こんなケースもあったんです。そういうことがぜひ起きないように、これまでの課題も整理した上で、要請の中では具体的にこれまでの課題としてぜひ伝えていただきたいと思うんですけども。これちょっとごめんなさい、最後の最後、確認させてください。

◎基地対策部長

実は、この要請に向けて、今、各市と調整しているんですけども、その中では、今、委員から御指摘していただいたようなケース、あるいは類似のケースなどもかなり詳細に各市のほうから頂いております。 こうした状況は、これまで国に対して様々なケースで私ども事務方同士の日常的なやり取りもありますので、伝えてはいるんですけども、やはり要請という大きな場所でしっかりと意思を伝えていくことも大事ですので、具体的にどのような問題があるのかということも要請の中に反映しつつ、そして当日お伝えする情報として反映しつつ、改めて国のほうに、次にもし見直しが行われるのであれば、そうした過去の反省点をしっかりと踏まえて見直しを行っていただきたいということを、改めて強くお願いをしてまいりたいと考えております。

◆谷口かずみ委員

私も騒音対策協議会の一員でもありますので、一緒になってしっかりとこの課題については取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

次が、これも本会議場で、代表質問で取り上げさせていただいたんですが、社会的課題の解決に向けた企業版ふるさと納税の活用についてということあります。

知事のほうからは今回、来年度、基金を設置して、様々な事業で寄附を受けられるようにするとともに、企業にとっても関心が高く社会的課題を解決する事業の掘り起こしを行って寄附の獲得を図っていくというような御答弁があつ

たわけなんですが、この点についてお伺いしていきたいと思います。

この問題意識は、様々な社会的課題の解決に向けて、行政だけではできないこともたくさんある。そういった意味で、N P O法人さんをはじめ民間で取り組んでいただいているところに、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して応援をしていただかくというようなことの観点から取り上げさせていただいたんすけれども、まず最初に確認をさせていただきたいんすけれども、神奈川県まち・ひと・しごと創生基金に新たにこれを設置する、このメリットについて確認させてください。

◎地域政策課長

企業版ふるさと納税制度による寄附金につきましては、原則として年度内の事業に活用して使い切る必要があるというふうなことでございますので、企業から受け取ることができる寄附金につきましては、その年度の事業費の範囲内となります。ただ、例外としてございますが、寄附金を内閣府と事前に協議して認められた基金に積み立てる場合は、寄附年度の事業費を超えて寄附金を受け取り後年度に活用することが認められています。基金を設置することで企業の決算見込みが固まってくる年度末の寄附であったり、その年度の事業費の範囲を超えるようなまとまった金額の受領、こういったことが可能になるということとともに、基金に積み立てることで年度の制約なく寄附金を活用した新たな事業展開を検討することができますので、寄附金を年度内に使い切る見込みがある事業以外でも寄附金を受け入れることができるというメリットがあります。

◆谷口かずふみ委員

それで、これも確認ですけれども、既に設置している基金には、企業版ふるさと納税の寄附金を積み立てるということができないのでしょうか。

◎地域政策課長

内閣府と協議をして認められた基金であれば、既存の基金であっても企業版ふるさと納税の寄附金を積み立てることができます。

例えば、ボランタリー団体等が行う公益的活動への助成や、ボランタリー団体等と協働して行う事業を継続的、安定的に進めていくために設置しております、かながわボランタリー活動推進基金 21につきましては、内閣府との協議は完了しておりますので、制度上は基金に積み立てることが可能となっております。

◆谷口かずふみ委員

そこで、このボランタリー基金 21、今、残高どれぐらいあるのか確認させてください。

◎N P O協働推進課長

ボランタリー活動推進基金 21なんですけれども、まず、基金の残高が、条例で 100 億円を下回らないものとするというふうに定められておりまして、令和 5 年 3 月末現在で約 106 億円となっております。

◆谷口かずふみ委員

要するに昨年度末で 106 億円ということですね。

100 億円を下回らないということありますけれども、この運用はどういうふうにされているかお伺いしたいと思います。

◎N P O 協働推進課長

基金 21 は、まず平成 13 年度、2001 年度に県の債権を、約 100 億円を原資にして設置をしております。設置当初は、主にその債権から生ずる利子を運用益として得てまいりました。その後、債権が、どんどん元金償還金とか利子が入ってきますので、そういうものを原資として順次、地方債を購入しております。現在は債権の償還が進んでいることもあります。基金残高約 106 億円のうち、約 100 億円が地方債での運用となっております。この運用益収入なんですけれども、設置当初は、年間約 1 億 2,400 万円ございましたが、長期金利低迷の影響もありまして、平成 27 年、2015 年度以降、1 億円を下回るようになります。令和 4 年度、2022 年度の実績は約 4,700 万円となっております。

なお、基金設置条例によって、基金の運用につきましては、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法による、安全かつ確実な方法でというふうにされております。

◆谷口かずふみ委員

設置当初からすると半分以下、いわゆる運用益は半分以下という。そうすると、その範囲でしか N P O の皆さんに、要するに 100 億円を県が下回ってはいけないということは、運用益が減ってくると、応援できる金額も少なくなってくる。こんな理解でいいんですか。

◎N P O 協働推進課長

委員御指摘のとおり、100 億円を下回らないように、その基金のもともと積み上げてきた残高と新たに入ってくる運用益の中で、事業を実施してきているという状況でございます。

◆谷口かずふみ委員

それで、ここの基金 21 を企業版ふるさと納税の受入先とする協議は、完了しているということは御説明ありましたけれども、どのような事業に使っているのか、これをお伺いしたいと思います。

◎N P O 協働推進課長

現状ですと、寄附者が個別の事業を指定するといった形ではございませんで、基金 21 による N P O 支援全般に対して御寄附を頂くという形になっております。基金の四つの事業—協働事業負担金、それからボランタリー活動補助金、それからボランタリー活動奨励賞、あとボランタリー団体成長支援事業という四つの事業がございますが、こちらの財源として使わせていただいております。

これらの四つの事業では、例えば、子供の健全育成や福祉や医療に関する取組ですか、災害救援、それから地域協働の活性化などに関する取組などを行

うNPOへの支援を実施しております。

◆谷口かずふみ委員

ちょっと御説明いただいたんですけども、この仕組み自体がちょっと素人からすると若干分かりづらいところがあると思うんです。そういう意味で、このところに企業版のふるさと納税をしていただく上で、企業に対してのPRというか、どうやつたらこれが社会的活動に生かされているんですということをPRしていくということが、すごく大事だと思うんですけども、何かその辺で考えてらっしゃることはありますか。

◎NPO協働推進課長

やはり委員御指摘のとおりです。なかなかこの基金21に寄附をお願いしますという形の訴えは、分かりにくい、伝わりにくいのかなというふうに考えておりまして、行っていく工夫としては、実際に、子供の健全育成や福祉や医療に幾ら使われています、災害救援に幾ら使われていますというような、具体的な支援先で行われている事業を御紹介する、写真なんかも添えて御紹介するということで、何に役立っているのかというのを具体的にイメージしていただきやすくというようなことはしておりますが、実際にこれから、企業から寄附いただくんですけれども、企業さんと接する中で御反応なんかも見て、より効果的なアピール方法については工夫してまいりたいと考えております。

◆谷口かずふみ委員

結局は企業さんとしたら、企業版ふるさと納税をすることによって企業イメージが、当然、例えばここの神奈川の出身であれば、社長さんが、育ててくれたことに感謝したいという思いもあると思うんですが、もう一方で、やっぱり企業の社会的課題にこうやって取り組んでいますということをアピールするためにも、その辺の分かりやすさとかは、ぜひさらに工夫をしていただきたいと思います。

それで、この基金21が、企業版ふるさと納税の受入先になるのはいつ頃になるんでしょうか。

◎NPO協働推進課長

まず、国との協議は完了しておりますので、速やかに県のホームページのほうには追加させていただきたいと考えております。

なお、企業版ふるさと納税を活用する事業の要件として、事業の量的・質的な拡充が必要となっております。現在、我々、基金21のスキーム見直しを行っておりまして、令和7年度の開始時期から新しいスキームで事業実施してまいりたいと考えておりますので、実際に寄附金を充当した事業は、令和7年度から開始できることになりますので、令和6年度に御寄附を頂いて、令和7年度の事業に使わせていただくというようなところが最速かと思っております。

◆谷口かずふみ委員

そうすると、令和7年度からの様々な事業についてホームページに載せていくと、こんなイメージでいいですか。ごめんなさい、どういうふうにしていく

のか、ちょっとその辺のところ、タイムスパンも含めて。

◎N P O協働推進課長

令和7年度に実施する事業は、令和6年度に募集をかけて決まっていくので、現段階では分からないので、やはりこれまでの実績、これまでこういうことに幾ら使いましたよというような形での御案内になってくるのかなと思っております。

◆谷口かずみ委員

それで、今、基金21のことについてずっとお伺いしてきたんですけども、今後この基金21以外に、どのような事業について企業版ふるさと納税を募集していくのかお伺いしたいなと思います。

◎地域政策課長

先日の谷口議員の代表質問への答弁時には、現在、企業にとっても関心が高く、社会的課題を解決する事業の掘り起こしを全庁を挙げて行っていくと、知事から答弁しております。そういうところで、各局からアピールしていく事業について、それを受け回答がございまして、例えばござりますけれども、県民や企業など多様な主体による省エネルギー対策の徹底や、再生可能エネルギーの導入促進などを後押しする脱炭素社会の実現に向けた事業や、町村部の生活保護・生活困窮世帯の子どもたちに対し、自然活動、文化芸術活動などの体験活動を行う機会を提供する事業、さらに、経済的な理由などから食生活に問題を抱える高校生に対し、学校での朝食支援を通じて心身の健康の改善を図り、学習に取り組む姿勢につなげることを目的とした事業などについて回答がございました。

今後、その回答内容を精査いたしまして、社会的課題を解決する事業など、企業に寄附の関心を持っていただけるような事業をリストアップいたしまして、企業からの寄附の獲得につなげていきたいというふうに考えております。

◆谷口かずみ委員

先ほども申し上げましたけれども、最後に、今おっしゃられた様々な事業、これは企業に関心を持っていただかないといけないので、どうやってPRしていくのかお伺いしたいと思います。

◎地域政策課長

まさに寄附をしていただく企業の事情といったものを熟知している専門事業者に、本県と企業とのマッチングについて委託を行いまして、先ほど申し上げました、紹介してリストアップいたしました本県の事業などについてアピールを図っていきたいというふうに思っております。

また、先月21日でございますが、内閣府と共に、本庁舎大会議場におきまして、企業版ふるさと納税に係る県市町村と企業とのマッチング会というものを、県として初めて開催いたしました。このマッチング会でございますけれども、県以外にも12の市町、そして26社の企業に御参加をいただきました。盛況な会だったというふうに認識しております。

今後、こうしたマッチング会の開催などを検討しながら、企業からのさらなる寄附の獲得につなげていきたいというふうに考えております。

◆谷口かずふみ委員

ぜひとも、今、様々な基金 21 も含め、生活に困ってらっしゃる方、お子さんたちの支援とか、様々なお話を頂きましたけれども、やっぱり再三申し上げますけれども、どうやってアピールするかが大事だと思いますので、例えば、事業名を少し分かりやすい形の言い回しの事業名にするとか、注意を引くような形、そんな様々な知恵を使って、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、県債発行についてお伺いしていきたいと思うんですけれども、先ほど長期金利の低迷の中で運用益がなかなか厳しい状況が続いたというお話があったんですが、反対に、今後、金利が上昇局面に入ると、今度、県債の発行については大きな影響が出てくるかと思うんですが、特に今マイナス金利の解除に向けて、その憶測や、また日銀総裁、副総裁はじめ、そうした方々の一言一言でかなりマーケットも動くという、そんな状況が続いております。

来年度の県債発行について様々お伺いしていきたいと思うんですけれども、まず最初に、マイナス金利の解除のタイミングについて、実際マイナス金利自体はもう皆様御存じのように、銀行が日銀に預ける当座預金の金利の一部をマイナス金利にしているということで、個人的にはそのマイナス金利を解除したからといって、直接、長期金利に影響を与えるような、理論的には、ということは考えづらいと思うものの、いろんなマーケットの状況によって、その憶測で市場が動くんだろうというふうに思うんですけれども、こうした今のマイナス金利解除のタイミングについて、今の金融市場の動き、これについてどういうふうに捉えているのか、まず伺いたいと思います。

◎資金調査担当課長

長期金利の代表的な指標であります 10 年国債の件について御説明させていただきますけれども、長年のマイナス金利政策により非常に低い水準で続けてきました。令和 4 年 12 月の金融政策決定会合の結果を受けて 0.5% まで上昇、以降その水準で推移してきました。その後、日銀は昨年、今年度でございますけれども、7 月に長期金利の変動幅の上限をさらに緩和して、10 月にはその上限を 1.0% とすることを発表した結果、11 月時点の 10 年国債の金利は 0.959% と 1% に迫る水準まで上昇しております。しかし、12 月及び今年 1 月の金融政策決定会合では、一部予想されていたマイナス金利解除のタイミングが明確に示されなかったことから市場は一旦落ち着きを見せ、現在は 0.7% 程度で推移しております。

◆谷口かずふみ委員

こここのところ、直近では落ち着いてきている。あと、副総裁でしたか、マイナス金利を解除しても金融緩和という姿勢は変わらないという、そんな発言で一定の落ち着きはしているんだというふうに思うんですけれども、こうした中で、実際に、マイナス金利の解除というのは、本県の県債発行にどんな影響が考えられるのか、この辺を確認させてください。

◎資金調査担当課長

マイナス金利が解除された場合の影響として、市場金利がやはり上昇することが見込まれます。市場金利の上昇は、国が発行する債券、国債でございますけれども、この金利に影響することから、まずは国債の金利を上昇させることになると。本県が発行いたします県債発行利率でございますけれども、国債の利率を基準に、地方債としての信用リスクなどが上乗せされて決まりますので、国債金利の動向が県債の発行利率に直結することになりますて、国債金利に連動する形で県債の発行利率も上昇することが想定されます。

なお、上乗せとなる金利でございますけれども、これは変動するものなんですけれども、ここ数か月は10年債でありますと国債費で0.1%程度の金利が上乗せされている状況でございます。

◆谷口かずふみ委員

0.1%、ポイントですね、上乗せされるということですね、分かりました。

実際、マイナス金利が解除された場合、いわゆる県債の発行にどの程度の影響が出るのか、この辺もちょっと確認させてください。

◎資金調査担当課長

マイナス金利解除の影響、あるいは県債の発行利率がどの程度上昇するかについては、その基準となります、やはり国債金利の動向次第となります。日銀の発表に敏感に反応した投資家層の動き、委員が御指摘のとおり影響されますので、昨年末以来、国債金利の推移は上昇していると。大手の証券会社等の金融機関にもヒアリングを実施しております。彼らのような金融機関のプロでも、今後の展開の予測は容易ではないというところでございます。マイナス金利が解除された後、そのインパクトにより一時的に金利が上昇するものの、短期間で市場は落ち着きを取り戻すと予測する証券会社もいるところでございます。

本県といたしましても確度のある予測は困難ですけれども、県債の発行をサポートしていただいているこれらの証券会社などから情報を収集して対応していきたいと考えています。

◆谷口かずふみ委員

金利がぽんと跳ねたときに本県が発行すると高い金利で発行しなきやいけないという、そういうこともあって見極めは難しいと思うんですけども、今後、投資家はどのような動きを見据えてくるのか、この辺も難しいでしようけれども、今のお考えをお伺いしたいと思います。

◎資金調査担当課長

基本的に、投資家の皆さんなんですけれども、急激な金利上昇とか金利低下など、市場のボラティリティーと言いますけれども、いわゆるこれは変動性ということでございます。これが高まりますと買い控えるというような傾向があります。マイナス金利政策の解除の憶測が高まりますと、解除前から、今後、金利の変動性が高まって、特にこれから金利が上昇するんじゃないかというような環境になりますので、その後の金利上昇を皆さん期待して、一時的に債権を含む県債を買い控える、こうした投資家が増加することが考えられます。

そういういたしますと、投資家の需要が低下してしまいますので、購入者が集まらないために、予定どおり県債の資金調達ができない。あるいは、投資家を集めるために、さらに発行利率を上げて調達を進めなきやいけないなんて、そういういた影響が出ることが考えられます。

◆谷口かずみ委員

要するに、金利が上がるということは債券の価格が落ちるということなので、もうちょっと価格が下がるんじやないかというので、買い控えが起きるということなんだろうと思うんですけれども、そういう中で、今ある意味、先行きがちょっと分からず、不透明感が増しているという状況だと思うんですけれども、そういう中で、確実に、今おっしゃられたように、きちっと買ってもらう。資金調達をするために来年度、令和6年度、市場からどの程度の資金調達を行おうとしているのか伺いたいと思います。

◎資金調査担当課長

本県の資金調達は毎年度、多額の資金を安定的に調達できます市場公募債をメインとしつつ、銀行等の引受債や公的資金からの借入れも一定程度、活用しています。今後、債権市場は、より不透明な状況が想定されるものの、現在、精査しておるんですけれども、来年度は借換債も含めた県債全体で、約2,500億円の発行が必要なことから、引き続き、多額の資金調達が可能な市場公募債を軸にしたいと考えています。

令和6年度の県債発行計画でございますけれども、これは3月に公表する予定でございますが、市場公募債の発行につきましては、約2,000億円を予定しております。

◆谷口かずみ委員

市場公募債で2,500億円程度を予定としているということなんですけれども、今まで議論してきたように、金融市場、先行き不透明な状況の中で、この市場公募で資金を調達する際には本当に工夫していくかといけないということだと思うんですけれども、どのように対応していくのかお伺いしたいと思います。

◎資金調査担当課長

まず、本県の主力となる5年債、あと10年債につきましては、毎年度、同時期・同額程度発行する定時定額発行を基本的な考え方としています。この考え方には、投資家にとって購入計画の立てやすさとか、本県にとっては安定した資金調達につながっておりますので、まずはこの取組を継続するということがまず1点。そのような中にもあります、近年は後年度の公債費の負担を抑えるため、金利上昇の影響を特に強く受ける20年債については、その発行時期をあえて事前に定めないで、市場環境が良好な時期に発行するようにしております。また、5年債や10年債につきましても、発行時期、発行額、発行年限を事前に定めないで、市場動向を見ながら機動的に対応できるフレックス枠を設けて、そこに一定額を割り当てるなどで、少しでも有利な条件で県債を発行できるような工夫もしているところでございます。

◆谷口かずふみ委員

ちょっと確認ですけれども、10年債、5年債を基本的には定時定額で、投資家の皆さんのが予定を立てやすいようにということなんですけれども、それによるメリットと、先ほどおっしゃられたこの高い金利のときに発行しなきゃいけない、重なってしまうというリスクと、この辺はどういうふうにバランス取られる。それをまさにフレックスのほうでやるのかなというふうには思ふんですけれども。

◎資金調査担当課長

例えば、今年の金利の動向を見ますと、7月以降、日銀の政策決定会合の結果を受けて金利は上がってまいりました。それで、11月頃には1%、12月頃には1%に迫るという、そういう形で金利が上昇したわけでございます。あらかじめ定時定額発行で、仮に我が県がその時期に発行するものとして設定していた場合には、それに基づき発行しなければなりませんけれども、そうなりますと、まさに金利が上昇し切った局面で発行しなければいけないというようなことになりますので、それを昨年度下げるこことできたので、非常にフレックス枠を活用したことは有効であったと考えてございます。

◆谷口かずふみ委員

今年はちょっともしかしたら、4月解除となると、ちょっとリスクが高まる可能性があるのかなというふうに思いますけれども、これは先行き分からないので、推移を見ていかなきやいけないんですが、最後に、今おっしゃっていただいた、そのフレックス枠の額はどの程度とするのか、また、フレックス枠の実際の活用に当たって、市場の動きを見極めるということが何より重要になるわけですけれども、このフレックス枠、最終的に時期などはどのように決定していくのかお伺いしたいと思います。

◎資金調査担当課長

令和6年度の発行計画は現在検討中ですので、詳細な金額は決まっていませんけれども、現時点では市場から資金調達する約2,000億円のうち、500億円程度をフレックス枠として設定したいと考えてございます。

この水準でございますけれども、市場公募債に占めますフレックス枠の割合といたしましては、令和3年度にフレックス枠を設けて以来、過去最大という形になります。

次に、発行時期でございます。まず、今年度、今年でございます。フレックス枠の発行では、金利が上昇する前に有利な条件を探りまして、年度当初、4月に450億円を発行いたしました。4月早々に発行したことで、おおむね有利な条件で資金調達ができたと考えています。

一方、来年度は、日銀のマイナス金利が4月には解除されるとの予測も強いので、このような金利の変動性が高まると、予測される時期は逆にしっかりとリスクを回避する、そういう戦略も必要と考えています。そのため、6年、来年度につきましては、市場が大きく動くと予想される4月の発行はもう見送りまして、情報収集をしながら適切な時期を探ってまいりたいと考えています。

◆谷口かずふみ委員

ぜひとも、これ先読みするのは当たらないケースが、エコノミストの方の予想も当たらないケースも多々あるかと思うんですけれども、しっかりと情報収集していただきながら、しっかりと時期を見極めて、有利な条件で発行できるようにお願いをして、私の質問を終わります。